

「築川流域懇談会治水小委員会」規約

（名 称）

第1条 本会は、「築川流域懇談会治水小委員会」（以下「小委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 小委員会は、「築川流域懇談会」（以下「懇談会」という。）のうち、計画規模や基本高水流量などについて検討し、その結果を懇談会に報告することを目的とする。

（組 織）

第3条 小委員会は、懇談会委員から懇談会会長が指名することとし、別表の委員で構成するものとする。

（任 期）

第4条 小委員会の委員の任期については、第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。

（委員長）

第5条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、懇談会の会長を充てる。
- 3 委員長は、会務を総務し、小委員会の議長となる。
- 4 委員長に事故ある時は、委員長の指名するものが、その任務を代行する。

（会 議）

第6条 小委員会は、盛岡地方振興局土木部長が招集する。

- 2 小委員会は、原則として公開とし、傍聴者は会長の了解のもとに発言できる。

（事務局）

第7条 小委員会の運営に関する事務を行うため、事務局を盛岡地方振興局土木部築川ダム建設事務所に置く。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、小委員会の運営に必要な事項は、小委員会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成17年1月12日から施行する。